

第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会

熊本県特定（産業別）最低賃金

第 1 回 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
専門部会議事録

1 日 時 令和 6 年 9 月 25 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 宇土委員、黒木委員

（使用者代表委員） 岩永委員、小島委員、田尻委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ） 部会長、部会長代理選任
- （ 2 ） 当専門部会の公開について
- （ 3 ） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （ 4 ） 基本的見解の表明
- （ 5 ） 金額提示（金額審議を含む）
- （ 6 ） その他

5 議事内容

指導官

定刻になりましたので、ただ今から、令和 6 年度 第 1 回 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会を開催します。

なお、今後の審議におきましては、この専門部会の名称を「輸送機械専門部会」と略称させていただきますことを御了承願います

まずは定足数の報告です。本日の委員の出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 2 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 8 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、本日の資料について確認いたします。会次第に添付しております「資料目次」を御覧ください。資料 1 から資料 8 まで用意しておりますので御確認ください。資料に不足がある方は後程でも結構ですので、お申し出ください。資料の説明は以上となります。

続きまして公開についてです。資料1御覧ください。

熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会第7条第1項により、当専門部会は原則として公開することとなっております。事務局では、傍聴希望者を公示しましたが傍聴の申込はありませんでした。

次に、委員の任命についてです。熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会は、資料2にあります最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条各項及び資料1にあります熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第3条に基づき、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名で構成することとなっております。

令和6年度の輸送機械専門部会の委員を任命するに当たり、資料2にあります最低賃金審議会令第3条に基づき、熊本労働局長が候補者の推薦公示を8月21日から9月5日まで行い、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦をいただきました。この方々に公益代表委員から推薦された候補者3名を加えた計9名について、熊本労働局長が輸送機械専門部会委員として任命いたしましたところ です。

資料3を御覧ください。令和6年度輸送機械専門部会名簿になります。

本日お集りの委員の皆様が掲載されております。人事異動通知書につきましては、労働局長からの交付に替えまして、皆様のお手元にお配りしておりますので、御了承いただきますとともに、内容を御確認いただきますようお願いいたします。名簿及び人事異動通知書に万が一、不備等がございましたら、事務局まで御連絡ください。本日出席できなかった委員様につきましては、次回にお渡しいたします。

それでは、令和6年度専門部会委員の皆様を資料3の名簿に沿って、紹介させていただきます。

公益代表委員です。

倉田委員です。

- | | |
|------|-----------------------|
| 倉田委員 | よろしくお願ひいたします。 |
| 指導官 | 諏佐委員です。 |
| 諏佐委員 | 諏佐でございます。よろしくお願ひします。 |
| 指導官 | 本田委員です。 |
| 本田委員 | よろしくお願ひします。 |
| 指導官 | 労働者代表委員です。
宇土委員です。 |
| 宇土委員 | よろしくお願ひします。 |
| 指導官 | 黒木委員です。 |

黒木委員 よろしくお願ひします。

指導官 馬場委員です。
馬場委員におかれましては本日、日程が合わず出席できませんでした。
続きまして使用者代表委員です。
岩永委員です。

岩永委員 よろしくお願ひします。

指導官 小島委員です。

小島委員 よろしくお願ひします。

指導官 田尻委員です。

田尻委員 よろしくお願ひします。

指導官 委員の皆様方よろしくお願ひいたします。
それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。
まず、1番目の議題「部会長及び部会長代理の選出」です。
資料2を御覧ください。最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされており、第25条第4項において、第24条の規定は、専門部会について準用するとあります。従いまして専門部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなります。
候補につきましては、事前に開催いたしました公益委員の打合せで、部会長候補に倉田委員が推薦され、また、部会長代理候補に諏佐委員が推薦されていますので、これより選挙により決定したいと思います。
まず、部会長の選挙から行います。
部会長を倉田委員とすることに賛成の方挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

指導官 ありがとうございます。
賛成多数により倉田委員が部会長に選出されました。
続きまして、部会長代理を諏佐委員とすることに賛成の方挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

指導官 ありがとうございます。
賛成多数により諏佐委員が部会長代理に選出されました。

部会長に倉田委員、部会長代理に諏佐委員が決定されました。倉田部会長、諏佐部会長代理よろしくお願いいたします。

それでは、輸送機械専門部会長に選出されました倉田部会長から御挨拶いただくとともに、以後の議事につきまして、倉田部会長に進行をお願いしたいと思います。

部会長よろしくお願います。

部会長

皆様、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

今年度は予備日を入れて予定しております日程に公益委員が3名揃えるのが今日だけとなってしまって、できれば今日、円滑な議論ができますとありがたいなと思っているところです。特定（産業別）最低賃金はみなさん御存じのとおり、基本的には労使のイニシアティブという形で議論をする場でございますので、是非皆様のほうから積極的に御意見をいただいて、歩み寄りのほうもお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議のほうに入らせていただきたいと思います。

まずは議題「（2）当専門部会の公開について」でございます。

審議に先立ちまして、当専門部会の公開・非公開の取扱いを決めたいと思います。

資料1「専門部会運営規程」を御覧ください。運営規程第7条第1項において、当専門部会は、原則として公開することになっておりますが、但し書きで、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開にすることができるとされております。

特定（産業別）最低賃金の調査審議におきましては、個人や団体に関する情報が取扱われるなど、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがありますので、非公開を御提案したいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

（ 委員全員異議なし ）

部会長

ありがとうございます。

では、当専門部会の審議におきましては、以後非公開とさせていただきます。次回以降につきましても、同様に非公開ということでよろしゅうございましょうか。

（ 委員全員異議なし ）

それでは、次回以降につきましても非公開とさせていただきます。

（ 以下、非公開 ）